

令和 8 年 4 月利府町教育委員会定例会会議録

- 1 開催日時 令和 8 年 4 月 2 2 日（水）
午後 3 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分まで
- 2 開催場所 利府町役場 第 2 会議室
- 3 出席委員 竹 内 新 教育長
村 松 淳 司 委員（教育長職務代行）
高 田 修 委員
坂 下 咲希恵 委員
- 4 欠席委員 小 島 優 子 委員
- 5 説明のため出席した者 教育部長 阿 部 昭 博
教育総務課長 赤 間 崇 光
生涯学習課長 古 澤 晃 一
総務学事係長 太 田 洋 美
総務学事係主査 安 住 真紀子
- 6 傍 聴 者 なし
- 7 令和 8 年 3 月定例会会議録の承認
原案のとおり承認。
- 8 本定例会会議録署名委員の指名
村松委員と高田委員を指名。
- 9 一般事務事業報告及び事業計画
（説明者：教育部長）
原案のとおり承認。
- 10 専決処分報告
報告第 7 号 利府町社会教育委員の委嘱について
（説明者：生涯学習課長）
資料に基づき説明。原案のとおり承認。

報告第 8 号 利府町公民館分館長の委嘱について

(説明者：生涯学習課長)

資料に基づき説明。原案のとおり承認。

報告第 9 号 利府町文化芸術振興審議会委員の委嘱について

(説明者：生涯学習課長)

資料に基づき説明。原案のとおり承認。

報告第 10 号 利府町文化交流センター指定管理者評価懇話会委員の委嘱について

(説明者：生涯学習課長)

資料に基づき説明。原案のとおり承認。

報告第 11 号 利府町不登校児童生徒健康診断助成事業補助金交付要綱について

(説明者：教育総務課長)

不登校児の児童生徒の健康診断は特段、町では実施はしていなかったということで、25 ページ、第 2 条の 2、不登校児の定義として、小学校または中学校に登校していない状態が継続して 30 日以上というものが現在示されているところの定義となっているので、それに当てはめ、健康診断費用を助成するというものである。第 4 条、補助金の額は 1 診療科目 3000 円、内科・歯科・眼科・耳鼻科で全診療科目を受けていただく場合は、限度額として、1 万円を助成する。不登校ではなく健診当日に受けられなかった方については、これまで同様、違う学年で健診を実施する際に振替で受診しており、学校で調整いただいている。今回は、不登校児を対象としている。

高田委員

多分引きこもりになっていると思うので、それが心配される。全部の項目を受診してほしい。全科目受診すると 2,000 円不足するのか。

教育総務課長

自己負担という観点でいくと、通常であれば、学校で受ければ、お金はかからず実施している。大変申し訳ないところではあるが、補助金としてということなので全額ではない。家庭の自己負担もありきの制度設計となる。

高田委員

不登校児童生徒全体の 3 割分の予算取りとなるということで、予

算不足で補助が途中でなくなる可能性もあるというのは、きちんと触れておいたほうがいい。

教育総務課長

初年度なので予算上は 3 割にしている。もし増えた場合は、補正予算で対応し、受診していただくことを町は推奨しており、多くの方に受けていただけるように、高田委員がおっしゃった通り、内容や必要性をしっかりと説明していく。

原案のとおり承認。

報告第 1 2 号 利府町学校給食費の管理に関する規則の一部を改正する規則について

(説明者：教育総務課長)

資料に基づき説明。原案のとおり承認。

報告第 1 3 号 利府町学校給食センター管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

(説明者：教育総務課長)

資料に基づき説明。原案のとおり承認。

報告第 1 4 号 利府町小中学校等給食費助成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱について

(説明者：教育総務課長)

給食費の小学校、中学校全学年対象ということで、これまで小学校 6 年生と中学生を対象に令和 5 年から段階的にやっていたが、令和 8 年度から小学校 1 年生から 5 年生までも含める。給食費助成事業補助金交付要綱について、これまで私立の学校に通っている方は、町の一般財源を使い補助金を独自に出していたため、新たに今回対象となる小学校 1 年生から 5 年生までというものを改正に加えた。また、これまで食物アレルギーで給食を食べられない方は、お弁当を持ってきていただいていたので、補助金を出し、新たに疾病相当やむを得ない事情により給食の停止をしている児童生徒の保護者についても加えるというものである。今回、全国的な小学校の給食無償化で、不登校児の給食の取り扱いをどうするかが、実はぎりぎりまでなかなか国から通知が来ず、決まらなかったところであった。国からの補助金の中に不登校児分も含まれて交付するという意味合いで、国から通知が来たので、新たに食物アレルギー、疾病その他やむを得ない事由により、給食の停止申請がなされた児童については、

給食実施日において給食の全部の提供を受けなかった日数が連続して 30 日を超えた場合には、その相当額について支給するに変えている。基本的に不登校の児童でも週に 1 回とか、給食だけ食べて保健室で休んでという方もいるので、あくまでも第一段階として給食の停止申請をしていただく。これは事務手続きにも給食の停止をしていただくのが前提条件となるので、30 日以上休んで不登校という定義の中からいくと、給食の停止というものがなされたというもので整理をしている。30 日を超えた場合におけるということで、それ以降の分を支給するというもので新たな要望を改正した。不登校の方は、例えば給食を停止して、十符ルームにお弁当を持っていくとか、フリースクールでお弁当持っていくとか、そういった場合、お昼を食べる子は、給食は無料だが、不登校の方で十符ルームとかフリースクールとかそういった子の家庭はお弁当代がかかっている。そういう子供に対して、給食を停止して給食費相当や、給食を停止した日数以降の食べない日数分を保護者に補助するという形である。不登校の文部科学省から通知されたのは、あくまでも不登校の給食費を無償化するので、不登校とかアレルギーとかそういう給食を食べない子の家庭も損しないようにというものである。給食の無償化は、子供というより保護者支援、子育て支援で今まで払ったものが無料になる。アレルギーで弁当持ってきている、例えば不登校で毎日十符ルームでお弁当を食べる子は、保護者はお弁当代を負担しているので、それを平等に、通常に通っている子も不登校でお弁当を食べている子も平等にというのが国の通知である。それに合わせて補助金を出すものである。

高田委員

この連続の 30 日から外れてしまう方は、出ないということですか。
教育総務課長

その通りです。そこで何日がついていうのは、これはもう難しい。不登校の定義が 30 日以上なので、国が整備している部分がある。実情それに合わせている。我々の方はその国の通知からいくと、この 30 日を超えた場合というものをまず線を引いた。あと給食を停止するという線を引いたのが、利府町の考え方である。支払いするために事務が煩雑になるというのは、不登校に限らず、インフルエンザで 3 日食べませんとか、風邪ひいて食べませんっていう人も、そういうのも対象になってしまうと難しい。5 月 1 日の国の基準で交付申請するが、その時点の在籍児童となる。国は、本来であれば、精算とかあるが、全国一律に出すので、不登校の人の部分も含めて交付金

を出すので、その不登校への支援は当然町で考えてくださっているのが今の制度である。

原案のとおり承認。

1 1 議案

議案第 6 号 利府町学校評議員の委嘱について

(説明者：教育総務課長)

資料に基づき説明。原案のとおり承認。

議案第 7 号 世代間交流事業「リフレンド」活動コーディネーターの委嘱について

(説明者：生涯学習課長)

資料に基づき説明。原案のとおり承認。

議案第 8 号 利府町放課後子ども教室推進事業コーディネーターの委嘱について

(説明者：生涯学習課長)

資料に基づき説明。原案のとおり承認。

1 2 報告事項

(1) 各小・中学校の状況について

教育長

報告事項(1)各小中学校の状況について、非開示情報が含まれるので秘密会とする。

1 3 事務局からの連絡事項

(1) 小学校運動会及び中学校体育祭実施予定について

(2) 令和 8 年 5 月定例会の開催について

令和 8 年 5 月 2 7 日(水)午後 3 時開催となる。

1 4 閉会